

ハラスメント相談内容の公開について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年8月11日）

京都大学には、ハラスメント相談窓口があります。

ここでの相談内容と、大学の判断・対応の内容を、ウェブ上で公開することを提案します。

ここでは、いわゆる「おおごと」にならなかった事例も含めた全ての相談内容の公開を意図しています。

目的は三点です。

一点目は、何がハラスメントに該当するのかを、学生と教員に周知させるためです。京都大学ウェブサイトで「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」が公開されています。

しかし、今自分が受けている行為がハラスメントに該当するのかを判断するには情報が不足しています。

報道されるような大きなケースだけでなく、一般公開されてこなかったようなケースも、貴重な情報であると思われます。

もっと言えば、学生が相談したもののハラスメントには該当しなかったケースでさえ、何がハラスメントであるかを考えるには重要な情報です。

これらの情報を全て公開し、ハラスメントの見識を深めることは、ハラスメント撲滅に繋がると考えられます。

二点目は、大学の対応の良さを学生に示すためです。

対応内容まで公開することで、適切な対応が行われていることが明らかになります。

相談しても意味はないと考えている学生の考えを変えることができ、ハラスメント撲滅に繋がります。

三点目は、大学側の担当者に、今以上に責任感を持たせるためです。

相談者が恐れていることは、相談しても望んだ対応が得られず、うやむやのまま解決したことにされてしまうことです。

内容の公開によって、担当者が責任を持って対応してくれることが期待され、学生も安心して相談に行くことができます。

これは、ハラスメント対策の担当者を批判するものではなく、情報公開は潜在的にそのような性質を持っているということです。

以上、ハラスメントの撲滅を期待して、ハラスメント相談の内容の公開を提案します。もちろん、希望しない方は非公開とすべきでしょう。

研究室・ゼミという閉じた空間で起こる問題だからこそ、情報はできるだけ広く共有すべきではないでしょうか。

ご検討の程よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2017年9月9日）
（総務部人事課）

貴重なご意見、ご要望をありがとうございます。

ハラスメント相談内容の公開ですが、ハラスメントに関してはプライバシーの保護が極めて重要になります。ハラスメントがプライベートな領域に及ぶというだけでなく、ハラスメントを受けた事実を知られるだけで不快な思いや心が傷つくことがあること、ハラスメント相談したことでトラブルが生じないか不安を抱くことがあることなどから、本学では相談者のプライバシーを固く守ることとしております。

しかしながら、こういった守秘義務に配慮しつつ、本学におけるハラスメント窓口相談員や部局の管理監督者向けの研修において、個人が特定されない形で、なるべく本学ハラスメント事例を交えて、実際にハラスメントが起こった場合の対応方法、手続き、更には申立人、被申立人への接し方等について研修を実施しており、これにより担当者に責任感を持たせ、適切に相談者に対応できるよう、また、ハラスメントの原因となるような要因を排除し、管理監督者による職場環境の適正化に資するよう、大学としても努力しているところです。

ご意見を頂戴いたしました広く教職員・学生への一般公開ということ言えば、おっしゃるとおりハラスメント撲滅に繋がる面もあろうかと思いますが、一方で、ハラスメント認定の可否は様々な事情が個別に考慮されており、これら個別事情や経緯まで文字化し、ハラスメント認定の境界線を一般化することは非常に困難であるとともに、かえって記載事例に束縛され、記載事例ほどのものでないと判断されたものに関しハラスメント相談を自己規制する恐れもあります。

また、一般公開することによって相談者や関係者が特定され、予期せぬ攻撃を受けることもあり、仮に公開することについて同意を得たとしても、ハラスメント相談内容は広く公開すべきでないと考えます。

したがって、ハラスメント事例を一般公開することは適切ではないと考えておりますが、これらの研修を引き続き継続、拡大することによって、教職員の自覚を促し、本学におけるハラスメントの撲滅を図りたいと考えております。

もしご自身もしくは第三者がハラスメントを受けていると感じることがあれば、部局のハラスメント相談窓口や学生総合支援センターカウンセリングルームに相談いただければと存じます。

参考：以下のとおり本学ホームページに一定のハラスメント例を掲載しています。

- http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human_rights/harassment
- ・「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について（冊子）」P12～13
- ・「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとなり得る言動例について」